

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆ 告示

- 保険医療機関の指定
- 保険医等の登録
- 米飯提供業者の登録
- 保安林の解除予定
- 国民健康保険条例の変更認可
- 国民健康保険税条例の制定認可
- 国民健康保険条例の変更認可
- 土地改良事業計画の総覽
- 土地改良区定款変更認可
- 土地改良区定款変更認可

告 示

- 土地改良事業計画の総覽
 ◆電気訓令 鳥取県電気局被服貸与規程
 ◆正誤 昭和三十二年九月十日鳥取県當電氣事業管理
 規程第六号中訂正
- 鳥取県告示第四百五十九号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三
 第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した。

昭和三十二年九月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

保	險	医	療	機	関
名	称	所	在	地	
岩美町国民健康保険直営浦富病院					
岩美郡岩美町大字浦富六四五					
附屬東浜診療所					
陸上三〇六					
昭和三十二年八月一日					

指 定 年 月 日

附屬小田
附屬蒲生

院内

蒲生

倉吉市国民健康保険直営上北条診療所

上小鴨

倉吉市井手畠一五三の六

福山一五三の一

西伯郡

直営西伯病院

西伯郡西伯町大字倭二九七

赤崎町

直営以西診療所

東伯郡赤崎町大字宮木三一六

岸本町

直営八郷

西伯郡岸本町番原六五七の一

日吉津村

直営日吉津

日吉津村大字日吉津八八八の一

名和町

直営診療所

名和町大字加茂四の一

大山町

直営診療所大山寺分館

大山町大山四二

香取分所

豊房二〇五二

直営診療所

日野郡溝口町二部一五四

直営二部診療所

江府町大字武庫四八四の一

直営日光

大字美用五一六の二

第一直営

大字大滝一四一

第二直営

大字江尾一九四四

第三直営

石見村大字上石見六六九の二

石見村

直営診療所

石見村大字上石見六六九の二

多里村 直営診療所

多里村大字萩原二五五の二

伯南町 直営矢戸診療所

伯南町矢戸二二〇二の一

生山診療所

生山四八九の三

茶屋 直営

茶屋二三九四の一

福栄村 直営旭診療所

福栄村大字福塚一一八

三朝町 直営

三朝町大字本泉三八一

関金町 直営診療所

関金町大字堀一七五五

東伯町 直営古布庄

東伯町大字古長一九三

北条町 直営診療所

北条町大字方原四〇六

厚生病院

倉吉市越殿町二四〇八

鳥取診療所

鳥取市東品治町一〇

緑町 新茶屋

西品治町新茶屋二三五

鳥取紡績株式会社診療所

米子市錦町二丁目八

社会福祉法人恩賜財団済生会米子診療所

灘町三丁目七二の四

仁堂医院

立川町五丁目二〇

医療法人養和会広江病院

上後藤三二

弓場外科医院

万能町七四

五月三日

昭和三十二年五月二十五日

昭和32年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第2855号 4

駐留軍要員健康保険組合広島支部鳥取支所
美保診療所

日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院

鳥銅醫院

鳥取大学医学部附属病院

岸歯科医院

田中"

石井"

湖山"

馬淵"

河瀬"

古賀"

柏原"

池畠"

岡田"

新納"

神庭"

民本"

境港市小篠津町
日野郡根雨町七三〇
東伯郡東郷町大字小鹿谷二四六
米子市西町二一六の一
鳥取市東品治町二八
吉方五〇九

吉岡温泉町六六三
湖山町茶屋四区二九四の一〇三
西町三八一

東町一四四の一
皆生一七五の四四

米子市天神町一丁目五〇

茶町二二
蚊屋二九〇の一
大崎一七一五

角盤町四丁目二〇

富益町二一九五
立町二丁目八〇

尾高町一二九
倉吉市東町
境港市外江町二八六四

佐斐神町
八頭郡智頭町智頭一六五六

佐治村瀬木一二二六
八頭郡智頭町才代二八四

松田泉方
若桜町大字才代二八四

用瀬町大字用瀬二六七
河原町

若桜町一八〇

大字大善部六七三の四
宝木九二四の六

昭和32年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第2855号 5

宮田"
小川"
松本"
浜田"
長谷"
井田歯科診療所
都橋歯科医院
君野歯科医院八東診療所出張所
君野歯科医院
小林"
" 河原出診所
内田歯科医院
伊藤"
" 湖山"
田中"
百村"
松村"
俵"
" 大字岩井四六六

00440

00422

松本	倉繁	泊分院	稻村歯科医院	平田歯科診療所	江原歯科医院	白川	明石歯科医院	出張所	出張所	荒金歯科診療所	下村	片山歯科医院	多里出張所	多里村多里	石見村大字上石見	溝口町大字溝口六九五	黒坂町大字黒坂一四五〇	溝口町二部一五六六	二部農業協同組合	倉吉市宮川町一七七の六	倉吉市魚町二五一八	東伯郡三朝町今泉	西伯郡淀江町七四三の一	大字淀江八九〇	中山町上市二七一	大山町末長二八二の一	藤田方	名和町御来屋	伯仙町河岡六一九	岸本町吉尾上島	西田乙男方	鳥取市片原町二丁目四八	日野郡伯南町生山	多里村多里	坪倉政重方	溝口町大字溝口六九五	黒坂町大字黒坂一四五〇	溝口町二部一五六六	二部農業協同組合	倉吉市宮川町一七七の六
----	----	-----	--------	---------	--------	----	--------	-----	-----	---------	----	--------	-------	-------	----------	------------	-------------	-----------	----------	-------------	-----------	----------	-------------	---------	----------	------------	-----	--------	----------	---------	-------	-------------	----------	-------	-------	------------	-------------	-----------	----------	-------------

鳥取県告示第四百六十号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
第一項の規定により次のように保険医並びに保険薬剤師
の登録をした。

昭和三十二年九月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏名	一住所	登録の記号	登録年月日
芦川 喬	鳥取市中町四七 鳥医	一六	昭和三十二年七月二十四日
岡田 尚武	東町一九	一一七	八月二日
玉城 秀男	薬師町二〇	一一八	五月一日
繩田 隆淑	宮谷二六八	一一九	
大石 誠	東品治町一〇	一二〇	
田村 昭子	栗谷町六九	一二一	
正吉 康久	八頭郡船岡町殿三	一二二	七月十五日
渡辺 仁	岩美郡岩美町	一二三	八月一日
岡垣 弘	"	一二四	

寺岡 敏行	村上 明	"	"	"	"	"	"	"
南 碩哉	佃 努	"	"	"	"	"	"	"
石川 好明	野津登志子	"	國府町中河原	"	一三〇	"	七月二十九日	"
長岡 納	東伯郡北条町大字	"	"	"	"	"	"	"
谷口 薫	方原四〇六	"	"	"	"	"	"	"
小坂博	東郷町本泉三八	"	"	"	"	"	"	"
妻井 哲郎	三朝町本泉三八	"	"	"	"	"	"	"
鶴見 敦臣	関金町	"	"	"	"	"	"	"
谷口 公子	"	"	"	"	"	"	"	"
谷口 薫	"	"	"	"	"	"	"	"
小坂博	"	"	"	"	"	"	"	"
鳥銅 秀誠	東郷町小鹿谷一	"	"	"	"	"	"	"
中井 光藏	東伯町	"	"	"	"	"	"	"
磯江 景尚	倉吉市新田二九	"	"	"	"	"	"	"
野村 董一	福山一五三の一	"	"	"	"	"	"	"
野村 董一	福山一五三の一	"	"	"	"	"	"	"
森 納	"	"	"	"	"	"	"	"
外園 純夫	米子市灘町三丁目	"	"	"	"	"	"	"
井上 薫	西伯郡大山町今在	"	"	"	"	"	"	"
森本松次郎	米子市角盤町	"	"	"	"	"	"	"
渡辺謙太郎	米子市上福原一八	"	"	"	"	"	"	"
中嶋 重行	錦町一丁目	"	"	"	"	"	"	"
弓場 正史	万能町七四	"	"	"	"	"	"	"
安藤 茂教	灘町三丁目	"	"	"	"	"	"	"
福田 武雄	上後藤	"	"	"	"	"	"	"
桑原 悟	西町	"	"	"	"	"	"	"
齊藤 義一	"	"	"	"	"	"	"	"
高尾 英吉	西三柳	"	"	"	"	"	"	"
池淵 成	西町	"	"	"	"	"	"	"

野坂 繩定	"	西岩倉町二一八	"	四一	"	五月一日
木原 喜民	"	越中町二〇六四	"	四二	"	
池田健一郎	"	西岩倉町二一九	"	四三	"	
上田 良雄	"	倉吉市越中町二三	"	四五	"	
藤尾 正人	"	越中町二一五三	"	四五	"	
福光 智司	"	魚町二五六六	"	四六	"	
岩堀 嘉樹	"	越中町二一五三	"	四五七	"	
丸山 郁彦	"	西岩倉町二一九	"	一四八	"	
足立 啓	"	越中町二一五三	"	一四九	"	
秋山英一郎	"	二二四八	"	一五〇	"	
多田 勇	"	余戸谷町二九八	"	五一	"	
菅 陸	"	西伯郡西伯町	"	五一	"	
木下準四郎	"	米子市錦町二丁目	"	五三	"	
伊崎 周介	"	西伯郡西伯町	"	五四	"	

江村	寿	境港市花町
中村	哲朗	米子市上後
堀田	正之	“富士見町”
中尾	博	“西町”
奥田	嘉貞	“朝日町”
西尾	篤人	“日の出町”
花北	良臣	“東町”
北岡	宇一	“加茂町”
香田	平太郎	“日の出町”
眞壁	武雄	“尾高町”
戸田	田口和也	“西福原”
金田	賢之助	“加茂町”
高田	尤克	“西伯郡県村”
西岡	久雄	米子市錦町
青井	浩	“灘町”
木村	良一	“東倉吉町”
島雄	周平	“角盤町”
吉田	重春	“西町”

後藤	宮本	井上	住田	新平	『東倉吉町』
南	哲雄	絹夫	菅野	喜子	松市母衣町
西伯郡岸本町	米子市東福原	『錦町』	稻垣	卓	米子市弓盤町
丸川	尚一	『東町』	新福	尙武	『久米町』
石田	惠爾	『中町』	原正	昭	『西町』
島	阿歷	『錦町』	山本	保郎	『糲町』
大賀	隆允	『灘町』	矢野	泰	『富士見町』
村上	弘睦	『道笑町』	栗本	潔	『博勞町』
晋二	皆生	『上福原』	神崎		
教孝					

宮川	綾部	金 本正弘	安来市赤崎町
原 宏	正大	米子市西町	東伯郡大栄町
米川 和郎	『道笑町	『	』
隈本 正司	『富士見町	『	』
辻谷 賢三	『西町	『	』
面谷 幹夫	境港市相生町	『	』
井口 昌憲	米子市錦町二	『	』
井上 久孝	『朝日町	『	』
堀江 久義	『富士見町	『	』
橋本 穎夫	『旗ヶ崎	『	』
高松 新一	『西町	『	』
石原 国	『皆生	『	』
原田 義道	『茶町	『	』
藤原 郁夫	『皆生	『	』
中村 一夫	『灘町	『	』
松田 俊逸	『西町	『	』

一七八
一八六
一八五
一八四
一八三
一八二
一八一
一七九
一七八〇
一七七
一七六
一七五
一七四
一七三
一七二

原田	石塚	研二	立町	"
久代	康雄	"	博労町	"
周防	俊成	"	中畠	"
千代庸一郎	"	西倉吉蔵	"	"
浅越	嘉威	"	愛町	"
下田又季雄	"	西町	"	"
岡村	幹雄	"	車尾	"
花園	直人	"	箕紋屋	"
岩宮	緑	"	立町	"
野口	哲夫	"	加茂町	"
足立	史郎	"	西福原	"
小泉	章	"	万能町	"
三好三七夫	"	道笑町	"	"
立石	晃	"	明治町	"
木村	隆夫	"	立町	"
世良田	昭	"	耗町	"
守屋	修二	"	灘町	"

一八九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九
一一〇六 一一〇五 一一〇四 一一〇三 一一〇二 一一〇一 一一〇〇

黒田	清	境港市小篠町
加藤	良夫	鳥取市片原二
清水	恒久	立川町五丁
岸	操	
秋庭美津男	"今町一丁目	
河瀬三知夫	"東町	
田中	亮	"寺町
石井	清吉	"吉方
馬淵	定省	"吉岡温泉町
君野	謙治	"西町
小林徳太郎	八頭郡用瀬町	
長谷	節	"佐治村
都橋	泰明	"智頭町
内田	春男	"若桜町
伊藤	玄	"智頭町
山根	博	岩美郡岩美町

烏齒一五〇八二二八〇九一七一六一五二七九

松村	忠久	加藤	環	氣高郡鹿野町
百村	浩	鳥取市本町一丁目		
石田	淺藏	氣高郡氣高町		
吉田	進	〃青谷町		
田中	利彰	〃氣高町		
中島	靜代	東伯郡三朝町		
加藤	元益	〃東伯町		
大住	次郎	〃		
野島	清	〃赤崎町		
藤川	政男	〃三朝町		
三代	一雄	〃北条町		
松本	頼三郎	〃三朝町		
岸田	大月富美雄	倉吉市上井		
岸田	一枝	〃明治町		
大月	眞市郎	〃上井		

神鳥 文雄	「博労町」
藤永 豊	「内町」
岡本 孝夫	松江市幸町
黒瀬 芳俊	米子市上福原
青柳 恒文	西伯郡淀江町
山名 春子	米子市尾高町
小倉 隆	「灘町」
平林 正輔	「富士見町」
野村 敦義	「角盤町」
東原 久宣	「西福原」
木下 千城	「角盤町」
西島 義一	「錦町」
斎藤 淳一	「博労町」
綾 延明	「西町」
稲田喜代治	「錦町」
森脇 良省	「和田町」
坂口 幸雄	西伯郡会見町
佐々木 寛	米子市西町

二四三
二四四
二四五
二五六
二五七
二五八
二五九
二六〇

宮田 寿一	山形 雅俊	佐藤 幹雄	本多 和雄	中原信一郎
" 尾高町	" 内町	" 加茂町	" 日野郡溝口町	" 江府町
菅野 誠司	生田 正治	大津 鎮雄	横山 元貞	近間 尚
"	"	"	"	"
森田 隆朝	池田 肇	富田潤一郎	田中 弘道	平林 朗
"	"	"	" 多里村	" 真壁 憲一
"	"	"	" 福榮村	" 根雨町
西岡 広視	"	"	"	"

二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	二七二	二七三	二七四	二七五	二七六	二七七	二七八
五月一日	七月一日	二七六	二七五	二七四	二七三	二七二	二七一	二七〇	二六九	二六八	二六七	二六六	二六五	二六四	二六三	二六二	二六一

内道	武史	東町
高野	英明	『博労町』
渡部	守寿	『四日市町』
木村	宏毅	『西町』
小川	弘文	『錦町』
灘尾	正義	『角盤町』
小川	定夫	『立町』
神庭	方	『角盤町』
民本	群二	『富益町』
宮田	住男	『尾高町』
池畠	博文	『茶町』
岡田善太郎	『蚊屋』	
新納	重義	『大崎町』
下村	義行	日野郡溝口町
片山	博	『石見村』
荒金	和夫	『伯南』
』	』	』

八五 八六 八七 八八 八九 八八 八九 八〇 九一 九二 九三 一二 九四 九五 九六 九七 九九 ○○○○ 一二 二二

勝部	公人	江府町
安藤	瑞峰	黒坂町
枝原	泰治	根雨町
遠藤	公子	"
遠藤	栄順	"
野坂	康三	"
吉村	睦子	"溝口町
矢田貝	清治	"黒坂町
一成		"
祝部	加茂町	
木村	正樹	"
仲田	博	米子市富士見町
久野	彦名町	
青砥	西伯郡会見町	
岡田	政信	米子市旗ヶ崎
富永	百藏	境港市渡町
大野	弘幸	米子市角盤町
富永	敏夫	"上後藤
飛田	正信	日野郡根雨町

鳥藻一五
八月一日

森名佐太郎	『宮川町
森本義雄	『明治町
森本郁雄	『』
倉繁房吉	『魚町
松本喜久枝	東伯郡三朝町
横川健夫	境港市上道町
足立 労	『相生町
野上 治良	『中町
井上 牧藏	『末広町
今井 悟	『佐斐神町
井田 秋房	『』
浜田 比徳	『外江町
白川季三郎	西伯郡伯仙町
船木 均	『中山町
海賀 専市	『大山町
江原 恒雄	『中山町
平田 增雄	『淀江町
稻村 沢榮	『』

秋山富三郎	明石 寒則	名和町
平林 克之	米子市道笑	名和町
田本伊勢松	角盤町	糸町
倉立 正光	灘町	糸町
田本 博猛	万能町	糸町
大坪 正章	西倉吉町	糸町
田本 淳	灘町	糸町
阿部 令吉	朝日町	糸町
世良田重正	内町	糸町
辻 豊	車尾	糸町
朝倉 重美	西町	糸町
岡本 孝	加茂町	糸町
中村 守正	東倉吉町	糸町
岡本 治	加茂町	糸町
井上 敏雄	中町	糸町
白川 昭夫	加茂町	糸町
八加茂町		

昭和32年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第2855号

19 昭和32年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第2855号

00452

古德務 西伯郡西伯町 // 二五 //
 宮下敏文 // 伯仙町 烏医 // 八一 // 五月一日
 鳥取県告示第四百六十一号

食糧管理法施行規則（昭和二十一年農林省令第二百三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年九月二十日

鳥取県知事 遠藤茂
 登録番号 氏名 名称又は屋号 住所 所在地
 七五三 松谷マキヨ そば新 境港市京町一六七 住所に同じ

鳥取県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条にもとづく同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十一年九月二十日

鳥取県知事 遠藤茂

所	在	場	所	全	面	積	解	指	申	者住	所
市	郡	町	村	大	字	字	面積	除	定	請	所
				字	一	地	（見込）	予	面積	者	所
								（見込）			

岩美 国府 上荒舟 小虫谷奥 六四四ノ二 一町三〇〇〇 二町三〇〇〇 なだれ防止 岩美郡国府町
 指定理由の 大字上荒舟 岩美郡国府町
 消滅 中島 光雄 上荒舟

鳥取県告示第四百六十三号

国民健康保険を行う日吉津村に対し国民健康保険法第八条ノ十三第二項の規定に基き日吉津村国民健康保険条例の一部改正を昭和三十一年九月十六日認可した。

昭和三十一年九月二十日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県告示第四百六十四号

国民健康保険を行う石見村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き石見村国民健康保険税条例の制定を昭和三十一年九月十六日認可した。

昭和三十一年九月二十日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県告示第四百六十五号

国民健康保険を行う丹比村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基き丹比村国民健康保険条例の全部改正を昭和三十一年九月十六日認可した。

昭和三十一年九月二十日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第一項の規定により、日野郡江府町大字美用下恒憲治ほか十四人の者から美用土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（農道）及び定款につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定した。よつ

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県告示第四百六十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、六尾堰土地改良区の定款変更について、昭和三十二年九月十四日認可した。

昭和三十二年九月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覽に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間
昭和三十二年九月二十一日から同年十月十日まで

三 縦覽の場所
日野郡 江府町役場

四 異議の申立
利害関係人において、公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条
第一項の規定により、北条川土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画（暗渠排水）につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

昭和三十二年九月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

電気事業訓令
鳥取県営電気事業訓令第七号
局 本 庁 一 般 事 業 所

鳥取県電気局被服貸与規程を次のように定める。

昭和三十二年九月二十日
鳥取県電気局被服貸与規程
鳥取県電気局被服貸与規程

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覽に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間
昭和三十二年九月二十一日から同年十月十日まで

三 縦覽の場所
東伯郡 大栄町役場

四 異議の申立
利害関係人において、公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条
第一項の規定により、六尾堰土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業計画の認可の申請があつたので、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覽に供する。

昭和三十二年九月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覽に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間
昭和三十二年九月二十一日から同年十月十日まで

三 縦覽の場所
東伯郡 北条町役場

四 異議の申立
利害関係人において、公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

建設事務所勤務 現場監督員及び補助員	線路工 水えん路堤工手手手	運転員	発電所勤務	別表		附則
				貸与を受けることのできる職員	種類	
作業業ズボ帽	ゴム長外靴被	ゴム長外靴被	ゴム業業ズボ帽	地業業ズボ帽シ衣	種類	数量
一着	一足	一足	一足	一足	一足	一足
二個着	二個着	二個着	二個着	二個着	二個着	二個着
二十四箇月	二十四箇月	二十四箇月	二十四箇月	二十四箇月	二十四箇月	二十四箇月

正 誤

この規程は、昭和三十二年九月十二日から施行する。

(目的)

第一条 この規程は、鳥取県電気局職員のうち、発電所及び建設事務所に勤務する職員の労務の安全と発電所業務の能率向上を図ることを目的として被服を貸与することについて規定する。

(被服の貸与)

第二条 被服の貸与の受けることのできる職員並びに貸与被服の種類、数量、貸与期間は別表のとおりとする。

(被服の使用)

第三条 被服の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、貸与期間中善良な管理者の注意をもつて着用及び保管しなければならない。

第四条 被貸与者が、転職、休職、転勤又は退職するときは、直ちに貸与被服を返納し、所属長の検査を受け負担とする。

(被服の返納)

第五条 故意又は過失により、貸与被服をき損又は亡失したときは、相当額の賠償をしなければならない。

2 前項に規定する賠償の額は、局長が定める。

3 別表に掲げる貸与期間を経過した貸与被服は、

所屬長に返納しなければならない。ただし、所属長においてその損耗程度を検討し、新たに貸与する必要がないと認める場合には、貸与期間を延長することができる。

4 前項に規定する賠償の額は、局長が定める。

5 中古品を貸与する場合には、その耐久度に応じて別に貸与期間を定める。

6 貸与施設中に被貸与者が死亡したときは、局長の承認を受けて貸与品を遺族に無償で払い下げる事ができる。

ゴム長外靴被	地業業ズボ帽シ衣	四双
一足	"	二足

四四	四一	備考	目	三八	二九	二七	二四	二二	二一	二	備考
----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----

二〇一九二二三五四三二

保 他 “預 保 段 パ 方

及び二宇入裝開

10. The following table gives the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.

「水路
ハルプ

調整站バイ。

四

「えんぎ
水庄篠
「パ
パイ
「
段」
開」
建設^造
で下^設
ケ」
正年度
外「烟
欄内^禁
運營」
正」
陰」

Digitized by srujanika@gmail.com

行三三三九二一三五三六三三〇一三五三三

整 財 期 う 保 特 引 資 交 支 次 そ 預

「以
単価
な卸
田
調達
渡金
対
書
支
務の
ける

店 知を

るのと

その都
次に掲
預金事
支払証
付
交付
資金前
引換を
特別の
（以下
保管
（資産
期末を
正

正
批店
內支文
算書

知を

四六 備考

三

生活副利費

生活福利費

付金

「副」を「福」に訂正
「交付金」を加える

四七 備考

一

市町村及び納付金
交際費、雜費をいう

「食糧費」、「等」を加
する

四八 目

七

固定資産除却費
決定福利費

「償」を「費」に訂正
「決」を「法」に訂正

四九 節

五

借地借料費

「費」を「家」に訂正
「法」を「法」に訂正

五一 備考

五

借地借上料

「家」を「附」に訂正
「附」を「債」に訂正

五二 節

五

寄断金

「家」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

五三 目

五

企業賃利息

「家」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

五四 節

五

一般借入金利息

「家」を「時」に訂正
「時」を「債」に訂正

五六 節

五

企業貨発行差金償却費

「債」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

五七 備考

五

補裝費

「家」を「附」に訂正
「附」を「附」に訂正

五八 節

五

建物、敷地以外の……

「時」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

五九 節

五

主要圧器

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六〇 節

六

主要変圧器

「断」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

六一 節

六

入口弁

「附」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

六二 節

六

蓄電池

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六三 節

六

代理権

「断」を「債」に訂正
「債」を「債」に訂正

六四 節

六

査了

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六五 節

六

第一二号様式(その二)

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六六 節

六

第一二号様式(その二)

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六七 節

六

資産単位

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六八 節

六

物品

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

六九 節

六

回議書

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七〇 節

七

案内支払

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七一 節

七

簿(建物)

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七二 節

七

通知

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七三 節

七

事務取扱店

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七四 節

七

送金通知書、送金済通知書

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七五 節

七

送金依頼書送金依頼原符

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七六 節

七

預金事務取扱店

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七七 節

七

減価消却引当金

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七八 節

七

出納員

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

七九 節

七

支払日計表

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

八〇 節

八

固定資産明細表

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正

八一 節

一

出納員

「上」を「家」に訂正
「家」を「附」に訂正